

## 庁舎環境保全業務委託契約書（案）

九州森林管理局庁舎の環境保全業務について、支出負担行為担当官 九州森林管理局長〇〇〇〇（委託者という。以下同じ）及び〇〇〇〇会社 代表取締役〇〇〇〇（受託者という。以下同じ）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和8年月日

委託者 住所 熊本市西区京町本丁2番7号  
氏名 支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 〇〇〇〇印

住所 熊本市西区京町本丁2番7号  
氏名 支出負担行為担当官  
熊本国税局総務部次長 〇〇〇〇印

受託者 住所 〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇  
印

### （契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- (1) 庁舎環境保全業務委託
- (2) 契約金額 金円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金円)
- (3) 作業を行う場所 九州森林管理局庁舎
- (4) 作業内容 別紙 環境保全業務仕様書のとおり
- (5) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 支払場所 九州森林管理局
- (7) 契約保証金 免除

### （総則）

第2条 受託者は委託者が委託する頭書の委託内容について、環境保全業務仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

- 2 仕様書に明示されていない事項については、双方協議して定めるものとする。  
ただし、特に必要と認めて委託者（委託者の命じた職員を含む、以下同じ）が指示した場合はこれに従わなければならない。

### （権利義務の譲渡等）

第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による委託者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 受託者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行い、委託者に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、委託者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 委託者は、受託者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
  - (2) 受託者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書きに規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 委託者は、受託者による売掛債権の譲渡後も、受託者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら受託者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が委託者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書きに基づいて受託者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、委託者が行う弁済の効力は、委託者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （従事者の資格）

第4条 冷・暖房時の庁舎内環境条件の測定及び庁舎の衛生管理の業務に従事する者は、ビル管理技術者（建築物環境衛生管理技術者）の資格を有する者とする。  
(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条2の条件を満たす者であること。)

2 受託者は業務開始日までに、前項の従事者を選任し、氏名及び所持する資格の種類を委託者に書面で届出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

#### （使用物件の負担）

第5条 受託者は委託作業に使用する器具機械（委託者が無償貸与するものを除く）その他の消耗品はすべて受託者の負担とする。

#### （給付の方法）

第6条 庁舎の環境条件の測定は、2ヶ月に1回（年6回）行うものとする。

2 庁舎の衛生管理は、建築物衛生管理基準を確保するため必要に応じ行うものとする。

### (注意並びに通知義務)

第7条 受託者は庁舎の設備機器等の管理について、関係法令等の規定するところにより常に善良な管理者の注意をはらい、異常を認めたときは、直ちに適切な処置を指導すると共に、委託者が指定した職員に申し出て、適切な指示をするものとする。

### (委託者の指示)

第8条 受託者は、この契約の履行について疑義を生じたときは委託者の指示に従うものとする。

### (履行を怠った場合)

第9条 受託者が正当な理由なく、定められた期間に委託業務を実施しなかった場合は、委託者は受託者に対し、適切な指示を行うものとする。

2 受託者が前項の指示に従わず、正当な給付を怠った場合には、給付をしなかつた代金相当額に年3.00%の割合で計算した違約金を委託者に支払うものとする。

3 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

### (委託代金の支払)

第10条 委託代金は、確認及び検査に合格した後、適法な支払請求書を委託者に提出して支払いを受けるものとする。

2 委託者は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内にこれを支払わなければならぬ。

3 委託者が前項の期間内に代金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受託者に支払うものとする。

ただし、100円未満の端数は切捨て総額が100円未満の場合は支払いを要しない。

### (再委託の制限)

第11条 受託者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめの承認を得なければならない。

2 受託者は前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

4 受託者は委託事業達成のため、再々委託は又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第1項の承認の後、速やかに委託者に届け出なければならない。

5 受託者は再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面

を変更し、委託者に届け出なければならない。

- 6 委託者は第二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する委託費の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各項の規定は適用しない。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第12条 委託者は、この契約に関し、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受託者は、この契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

#### (談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 受託者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、委託者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わ

- なければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受託者が委託者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受託者が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (契約解除)

- 第14条 次の各号の一に該当するときは、委託者はこの契約を解除することができる。  
この場合、受託者は違約金として委託代金に相当する金額を委託者が指定する期日までに支払わなければならない
- (1) 受託者の責に帰すべき事由により契約上の義務を履行せずまたは履行する見込がないと委託者が認めたとき。
  - (2) この契約に関し受託者が不正行為をしたと委託者が認めたとき。
- 2 受託者は、委託者の責に帰する理由により契約の履行が困難となったときはこの契約を解除することができる。  
この場合受託者に損害があるときは委託者はこれを弁償するものとし、弁償の額は双方協議のうえ定めるものとする。
- 3 受託者が第1項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

#### (違約金)

- 第15条 委託者が第11条第1項第1号及び第2号に該当する理由により、この契約の全部又は一部を解除したときは、受託者は委託金額の100分の10に相当する金額を違約金として、委託者に支払うものとする。

#### (債務債権の相殺)

- 第16条 この契約により受託者から委託者に支払うべき債務が生じたときは、委託者の支払うべき債務と相殺することができる。

#### (契約外の事項)

- 第17条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ双方協議して定めるものとする。

#### (紛争解決の方法)

- 第18条 この契約について紛争を生じたときは第三者のあっ旋により解決するものと

する。

(暴力団排除に関する特約条項)

第19条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

## 別紙

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第3条 受託者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受託者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受託者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようにななければならない。

2 委託者は、受託者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負

人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 委託者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受託者は、委託者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受託者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を委託者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。